



各 位

不動産投資信託証券発行者

ジャパン・シニアリビング投資法人

代表者名 執行役員

奥田 かつ枝

(コード番号 3460)

資産運用会社

ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長

藤 村 隆

問合せ先

企画管理部長

菊嶋 勇晴

TEL: 03-6206-6460

資金の借入れ（シリーズ3）に関するお知らせ

ジャパン・シニアリビング投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、資金の借入れ（借入総額 1,000 百万円、以下「本借入れ」といいます。）について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 本借入れの理由

平成 29 年 7 月 31 日に返済期日が到来するシリーズ 2（借入総額 1,000 百万円）（注）の返済資金に充当するため。

（注）シリーズ 2 の概要については、平成 28 年 7 月 21 日付「資金の借入れ（シリーズ 2）に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本借入れの内容

区分	借入先	借入金額 (百万円)	利率 (注 1)	借入 実行日	借入方法	返済期日 (注 2)	返済 方法 (注 3)	担保
シリーズ 3-① (短期)	株式会社新生銀行	500	基準金利 +0.30%	平成 29 年 7 月 31 日	左記借入 先を貸付 人とする 平成 29 年 7 月 26 日 付個別貸 付契約に 基づく借 入れ	平成 30 年 7 月 30 日	期限 一括 返済	無担保 無保証
シリーズ 3-② (短期)	株式会社三井住友銀行	500	基準金利 +0.30%					

（注 1）利払日は、平成 29 年 8 月 29 日を初回とし、以降毎月 29 日及び元本返済期日です。但し、同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。

初回の利息計算期間に対応する基準金利は、平成 29 年 7 月 27 日に一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR になります。初回以降の基準金利は、各利払日の直前の利払日の 2 営業日前における全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR となります。但し、利息計算期間に対応するレートが存在しない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。

なお、全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/>) でご確認ください。

(注2) 返済期日は、同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。

(注3) 本借入れの実行後返済期日までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前返済することができます。

3. 本借入れにより調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

合計 1,000,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

本借入れの全額をシリーズ2の返済資金に充当します。

(3) 支出予定時期

平成 29 年 7 月 31 日

4. 本借入れ実行後の借入金等の状況

(単位：百万円)

区分	本借入れ実行前	本借入れ実行後	増減
短期借入金 (注1)	1,000	1,000	-
長期借入金 (注2)	14,000	14,000	-
借入金合計	15,000	15,000	-
投資法人債	-	-	-
借入金及び投資法人債の合計	15,000	15,000	-
その他有利子負債	-	-	-
有利子負債合計	15,000	15,000	-

(注1) 短期借入金とは借入日から返済期日までが1年以内の借入れをいいます。ただし、借入日から1年後の応当日が営業日以外の日に該当した場合で返済期日を当該翌営業日とし、1年超となった借入れは、短期借入金に含みます。

(注2) 長期借入金とは借入日から返済期日までが1年超の借入れをいいます。

5. その他

本借入れに係るリスクにつきましては、有価証券報告書（平成 29 年 5 月 30 日付提出）に記載の「投資リスク」より重要な変更はありません。

以 上

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.jsl-reit.com>